（略）	第九十三条		（略）	（削る）		（削る）
（略）	第九十条において準用する第五十三条、第五十四条、第九十九条、第百三条の二第五項又は第百五条第四項	（略）	（略）	（削る）	（削る）	（削る）
（略）	法第百四十条第一項又は第百四十五条第一項	（略）	（略）	（削る）	（削る）	（削る）

（略）	第九十三条		（略）	第百三条の二第一項		第百三条の二第三項第四号
（略）	第九十条において準用する第五十三条第一項、第五十四条、第百三条の二第五項又は第百五条第四項	（略）	（略）	令第四十三条第一項第一号イ、ロ、ハ若しくはニ、第二号ハ若しくはニ若しくは第三号ハ若しくはニ	受けようとする者	、令第四十三条第一項第一号ロに掲げる者が令第四十二条第一項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第一号ハに掲げる者が令第四十二条第一項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第一号ニに掲げる者が令第四十二条第一項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第二号ハに掲げる者が令第四十二条第三項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第二号ニに掲げる者が令第四十二条第三項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第三号ハに掲げる者が令第四十二条第四項第三号に掲げ
（略）	法第百四十条第一項又は第百四十五条第一項	（略）	（略）	令第四十三条第一項第一号イ	受けようとする日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。）又はその被扶養者	又は令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十二条第二項第一号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなったとき